

1. 開会

2. 中頓別町長あいさつ

3. 協議会について

(1) 目的及び協議事項【資料1】

事務局から協議会を設置する目的及び協議、決定していく事項について説明を行った。

(2) 規約（案）及び規定（案）【資料2～6】

事務局から説明し、意見等なく案のとおり承認されたため、令和5年1月11日付で施行とする。

(3) 役員【資料7】

事務局から選出案を委員に求め、事務局案を示すよう意見があったため、会長を中頓別町 遠藤副町長、副会長を浜頓別町 久保副町長、監査には中頓別町社会福祉協議会 丸山会長、浜頓別町社会福祉協議会 横山会長とする案を提示し、同意、承認された。

(4) 事業計画（案）【資料7】

事務局から説明し、案のとおり承認された。

(5) 予算（案）【資料7】

事務局から説明し、案のとおり承認された。

4. 地域公共交通について

(1) これまでの経過と地域の現状等【資料8】

事務局から地域における公共交通の経過と現状として、地域内の路線バスが国庫補助対象外路線となったことに伴う財政負担が大きくなっていることから、新たな交通体系への移行を行っていく必要性があり、令和5年10月から運行していく予定であることを説明した。

(2) 現状の交通資源と天北宗谷岬線の利用状況【資料9～11】

事務局から地域の交通資源について示すとともに、天北宗谷岬線の利用状況を示し、中頓別町、浜頓別町ともに負担が増えていることの説明を行った。

(3) 新たな公共交通の態様【資料12～16】

事務局から令和5年10月以降の新たな交通体系について、「地域を維持するために確保したい最低限の地域交通」や交通サービスの種類を示した上で、基本的な方針や運行に関する検討状況を説明した。

事務局からの説明後、会長から国道を管理している稚内開発建設部、道道を管理している稚内建設管理部に、浜頓別から音威子府までの区間を大きな車両としてマイクロバスが走行することに問題がないか確認を行い、特段の問題がないとの回答がなされた。

【質疑等】

① 両町民以外の人でも使うことができるのか。両町へ来る際に利用できるのか。

→ 利用することができる。様々な方法で町外に向けても周知を行っていく予定。

② 乗降にバス停を利用する場合は手続きが必要である。現地確認や公安委員会の承認が必要なため2か月前までにバス停を決めて関係者からの合意書を警察に提出してもらう必要がある。

→ 実証運行に使用する際も同様か。

その通り。

③ 目的に合わせると最初は路線不定期運行とし、利用者の声があれば区域運行へ変更する形にしてはどうか。

→ 利用者の利便性を考え、弾力的に運行できるよう区域運行を想定しているが、再度検討する。

(4) 今後のスケジュール

次のスケジュールを事務局から説明した。

第2回目の協議会を2月に開催、地域公共交通計画のたたき台を示し、その後3月に当該計画に対するパブリックコメントを実施、4月に第3回目の協議会を開催、交通計画等を決定。決定後は有償運送を行うための申請を国に行い、8月頃からの実証運行を経て10月から本格運行していく。

5. 閉会